

金作原利用適正化 試行ルール

奄美大島利用適正化連絡会議事務局

1. 目的

金作原において、多人数利用等による自然環境への負荷を低減させるとともに、質の高い自然体験の提供を図るため、利用ルールを導入する。

なお、本ルールは、法令に基づかない自主ルールとし、運用を行いながら柔軟に改善を図り、法令に基づく規制の導入を目指す。

2. 実施期間

平成 31 年 2 月 27 日（水）から、終期を定めずに実施する。

3. 試行ルール

① ガイド同行

<目的>

- ・自然環境への負荷を低減した適正な利用の推進，自然体験の質の向上（満足度の向上），安全確保

<方法>

- 金作原利用時には、認定ガイドを利用するよう要請する。
- 車両 1 台につき認定ガイド 1 名の同行を必要とする。
- ※貸切バスについては、既に 2 月以降の販売を開始していることに配慮し、当面の間は認定ガイドの同行を推奨することとする。ただし、2019 年 10 月以降に実施するツアーについては、認定ガイドの同行を必要とする。
- ※貸切バスには、可能な限り知名瀬三叉路でのガイド車両への乗換を推奨する。
- 認定ガイド・貸切バスは、事前に利用時間・人数を登録する。

② 車両台数・人数の調整

<目的>

- ・自然環境への負荷を低減，自然体験の質の向上（混雑感の解消）
- ・アクセス時やツアー時の安全管理，交通渋滞解消，自然環境への負荷（離合時の踏圧など）低減

<方法>

- 認定ガイド車両は、同時間帯の利用台数を 8 台以下 とする。
- 貸切バスは、同時間帯の利用台数を 2 台以下 とする。
- 認定ガイド・貸切バスの駐車時間は、1 回あたり 120 分以下 を目安とする。
- 認定ガイド・バス事業者は事前に利用時間・人数を登録し、利用予定については、Web カレンダー等を活用して、関係者間で共有を図る。

- 認定ガイド・バス事業者は他の事業者の利用予定等を踏まえ、利用の分散に留意した予定の調整を自主的に行う（同時間に入域するガイドが多い場合に入域時刻を前後させる、バスの通行時間に注意して離合のトラブルを避けるなど）。
- 認定ガイド1名あたりの案内人数は、15名以下とする。

③ 通行規制

<目的>

- ・アクセス時の安全管理、交通渋滞解消、自然環境への負荷（離合時の踏圧など）低減

<方法>

「①ガイド同行」ルールにより、金作原利用は認定ガイド車両及び貸切バスのみとなり、金作原アクセス道路の通行量は抑制されるため、特に制限は設けない。

<利用形態ごとの取扱い>

| | 利用形態 | 想定される主体 | ルール上の取扱い | 備考 |
|---|------------------------|-------------------------------------|---------------|--|
| 1 | 行政機関等による自然環境保全を目的とした利用 | 環境省，林野庁，鹿児島県，奄美市，広域事務組合，マングースバスターズ等 | 利用できる | |
| 2 | 林道やその他公共施設の維持管理等のための利用 | 林野庁，（奄美市）等 | | |
| 3 | その他緊急を要する場合 | 警察，消防等 | | |
| 4 | 認定ガイド及びその管理下にある者 | ガイドツアー | 一定の基準の下で利用できる | |
| 5 | 調査・研究を目的とする場合 | 研究者等 | | |
| 6 | 教育を目的とする場合 | 学校 | | 学校以外の主体（島内住民等）の場合は，4の範囲で利用する。この場合の利用時間の超過等は，ガイド間で調整する。 |
| 7 | 撮影を目的とする場合 | カメラマン マスコミ | | 業としての撮影以外は，4の範囲で利用する。 |

| | | | | |
|----|--------------|---|--------|-----------------------|
| 8 | 1～7に含まれないもの | | | |
| 8a | 非認定のガイド | 島内外の非認定ガイド。認定ガイドと同等以上の技能を持つ人からそうでない人まで様々。 | 利用できない | |
| 8b | 狩猟を目的とする場合 | 狩猟者 | | 当該地域は動物の捕獲が禁止されているため。 |
| 8c | 昆虫採集を目的とする場合 | | | 当該地域は動物の捕獲が禁止されているため。 |
| 8d | 山菜採りを目的とする場合 | | | 当該地域は植物の採取が禁止されているため。 |

*いずれの利用の場合も、国立公園や国有林の要許可行為を伴う場合は、当該許可を得ていることを要件とする。(例：国立公園特別地域内で昆虫トラップを設置し調査・研究を行う場合)

*5～7の利用については、名瀬森林事務所(0997-52-4531)への事前の届け出(入林届)が必要となる。

4. 問合せ先

奄美大島利用適正化連絡会議事務局

(鹿児島県自然保護課奄美世界自然遺産登録推進室)

Tel: 099-286-2759 Fax: 099-286-5546

Email: amami-isan@pref.kagoshima.lg.jp